

平成 28 年度えりも地域ゼニガタアザラシ管理事業実施計画【案】

1 被害防除対策

(1) 漁網の改良

- ◆ 昨年度の試験により被害軽減が確認された定置網への入網を阻止する手法（格子網の装着等）により、被害を防除する漁網の改良をさらにすすめる。
 - ・ 春期及び秋期の定置網漁業期間に、被害防除網の試験を実施する。
 - ・ 漁業者の意見を取り入れながら、より効果的にゼニガタアザラシの侵入を阻止するための網の構造（網目サイズ、形状等）や装着方法（ファスナーの使用等）、装着位置（金庫網の漏斗先、中だまりの昇り口等）等を検討する。
- ◆ 報告会や協議会の場を通じて、改良試験の結果を地域に還元し、防除の取り組みを促進する。

(2) 音波忌避装置の改良

- ◆ 昨年度の試験によりゼニガタアザラシの忌避効果が確認された音波について、より効果を発揮するための改良を行う。
 - ・ 生け簀を用いたゼニガタアザラシの行動試験等を行い、改良された忌避装置の効果的な設置方法等を検討する。
 - ・ 装置の開発状況に応じて、定置網周辺における試験の実施も検討する。

なお、サケ定置網漁業以外でも被害が発生しており、特にタコ漁への被害が甚大になっていることから、研究者等と連携しながら被害軽減手法を検討する。

2 個体群管理

- ◆ 被害防除だけでは被害範囲の拡大等が避けられないため、漁業被害を軽減するためのゼニガタアザラシの捕獲を実施する。
 - ・ 定置網やその周辺に来遊する個体を、選択的に捕獲する手法（定置網を用いた捕獲、アザラシ捕獲用わなによる捕獲等）を用いて、漁業者の協力を得て、春期及び秋期の漁業期間中に実施する。
 - ※定置網に執着している亜成獣以上の個体の選択的な捕獲技術（常習個体の選択的捕獲）の確立に向けた手法を採用した。

- ◆ 捕獲にあたっては、以下の考え方に基づき捕獲上限数を設定する。

<前提となる考え方>

- ・平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間を対象として検討を行い、捕獲上限数を設定する。
- ・捕獲上限数の設定にあたっては、平成 31 年度以降の継続的な管理実施を前提にした上で、被害軽減効果が期待でき、かつゼニガタアザラシが絶滅危惧種に戻ることがないように個体群の持続可能性を保証すべく、100 年後の絶滅確率が 10%を下回るよう留意する。
- ・捕獲上限数は、混獲の状況や捕獲個体の性・年齢構成の偏り（個体群の動向に強く影響するメス成獣の捕獲が多い場合や、幼獣の混獲死亡個体数が減った場合等）を踏まえて柔軟に設定する必要がある。

<捕獲上限数の設定>

- ・混獲数や感染症の発生等を考慮した現時点での計算では、平成 30 年度の個体数を現在の●●%程度とする管理を行い、平成 31 年度以降もこの水準を維持した場合、100 年後の絶滅確率は 10%を十分に下回る。
- ・そのため、平成 28 年度は●●頭（混獲数を除く）を目安に捕獲する。同時に、捕獲技術や被害状況及びゼニガタアザラシ個体群のモニタリング手法の確立に必要な情報を得る。
- ・ただし、捕獲個体の性・年齢構成（特にメス成獣の捕獲数）は個体群の動向に大きく影響を与えることから、モニタリングを十分に行い、来年度以降の捕獲数の設定においては柔軟に対応する。

<捕獲上限数の調整・変更及び来年度以降の設定方法>

- ・毎年の捕獲上限数は、科学委員会の意見を聴取した上で見直しを行うこととする。
- ・年間の捕獲数に不足数あるいは過剰数が生じた場合は、来年度の捕獲数において調整することとする。
- ・順応的管理の観点から、計画の見直しに必要な情報を収集し、来年度以降は毎年度新たに実施計画を策定して存続可能性評価を行い、捕獲上限数を設定する。
- ・3 年間の管理計画期間中に、フィードバック機能を備え、個体群の状況に合わせた管理を行うための方式を開発する。

- ◆ その他、個体群管理にあたっては、以下に留意する。
 - ・ 疾病の発生等の不測の事態が個体群に見られた場合は、上記の限りではない。
 - ・ 捕獲した個体については、適正な個体群管理に資するデータ収集のための研究利用や、教育目的等で計画的に飼育する個体の動物園・水族館への譲渡も含め、可能な限り有効に活用する方法を検討する。なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法を検討する。
 - ・ 捕獲状況を踏まえ、必要に応じて他の捕獲手法（銃器等）も検討する。

3 モニタリング

- ◆ 事業実施効果を検証し、個体群の状況を管理計画にフィードバックしてゼニガタアザラシの管理を適正に行うため、以下の項目について調査を行う。なお、順応的管理を行う上で、必要な場合には調査項目を追加する。
 - (1) 生息数及び個体群構成
 - ・ 無人ヘリによる撮影及び目視により上陸個体数のカウントを行う。無人ヘリによる撮影は、上陸個体数が多くなる換毛期を中心とする。
 - ・ 無人ヘリによる撮影画像を分析し、可能な限り個体群構成の把握を行う。
 - (2) 混獲個体に関する調査
 - ・ 定置網における混獲の状況について情報収集をするとともに、可能な限り個体を回収し、個体群の状態を把握するために必要な(4)(5)等の調査に資するデータを取得する。
 - (3) 捕獲個体に関する調査
 - ・ 捕獲個体を用いて、個体群の状態を把握するために必要な(4)(5)等の調査に資するデータを取得する。
 - (4) 被害状況
 - ・ 被害状況のアンケートや、乗船調査における情報を収集し、被害範囲及び被害程度を把握する。被害状況の評価にあたっては、被害率、漁獲量等複数の指標を用いる。
 - ・ 混獲個体及び捕獲個体の胃内容物を調査する。

(5) 生息動向

- ・混獲個体及び捕獲個体の繁殖状況（繁殖歴等）の調査を行う。
- ・発信機を用いた行動範囲等の調査を行う。
- ・感染症や個体群の遺伝的多様性等の分析に必要な試料の収集を進める。

(6) 生息環境

- ・漁業者の協力を得て、食物資源となる魚類層等、沿岸生態系の状況を把握するために必要な情報収集と分析の体制を検討する。

(7) 存続可能性評価

- ・モニタリング結果を踏まえ、数量解析による生息状況の評価を行う。